### 検討項目 委員提案一覧

委員名	通し 番号	規制改革事項			
伊東委員	1	規制緩和による地中熱利用技術の普及拡大			
	2	地中熱エネルギー利用のためのガイドライン周知および各エ リアの導入評価	2		
	3	発電所設置に関わる地方自治体の環境影響評価基準の統一	3		
伊藤委員	4	常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・ 災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和			
	5	土壌汚染対策法に基づく、有害物質基準の見直し	5		
大上委員	6	高速道路SA等への設置に係る「電気自動車専用急速充電器 の同一敷地内複数契約を可能とする特例措置」の更なる緩和			
金谷委員	7	家庭用コージェネレーション電力の有効活用のためのネット メータリング制度の創設	7		
	8	   需要家のCO2削減対策による削減量の評価方法の規定 	8		
	9	一般電気事業者等による中小規模分散電源に係る入札制度の 創設			
	10	発電所設置に係る環境影響評価基準の統一	10		
	11)	防災対応のための建築物増築に伴う現行法令への適合義務の 緩和	11		
	12	  ヒートアイランド対策を推進するための規制法令の整備 	12		
	13	ヒートアイランド対策に有効な製品や、工法やシステムの性 能評価方法基準の創出	13		

規制改革事項	規制緩和による地中熱利用技術の普及拡大
規制の概要・	【概要】
根拠法令	地下水汲み上げ方式であるオープンループ方式では地域、揚水量によって規制対象となる。また汲み上げ自体が禁止されて
	いることもあり、地中熱利用技術の普及の妨げとなっている。
	【根拠法令】
	水質汚濁防止法、
	地下水揚水に関する規制等
	(環境省「地中熱利用にあたってのガイドライン」より)
規制改革要	地下水汲み上げに関する規制があり導入時の方式が限定され
望・賛成の意	てしまう。地下水を汲み上げないクローズドループ方式は設置
見等	件数の多くを占めるが、地中に熱交換井を形成するため、その
	掘削費用が発生する。そのため費用が大きくなり、一般及び中
	小企業(特に農業)などへの導入が難しい。
	地下水利用の指針に準拠すれば、地盤沈下や地下水枯渇等の
	リスクは低い。地下水を汲み上げるオープンループ方式の実証
	試験の拡大と地盤沈下や水質汚染への影響の検証を行い、規制
	等の見直しを図って頂きたい。
要望具体例、	規制等を緩和させ方式の選択が可能となれば、地中熱利用の
経済効果等	選択肢が拡大し、今後農地での導入や一般民家で井戸などを有した。これには、大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪
	効に活用した新たな再生可能エネルギー技術が確立される。 

規制改革事項	地中熱エネルギー利用のためのガイドライン周知および各エリ アの導入評価
規制の概要・根拠法令	【概要】 経済産業省、環境省にて作成されている地中熱エネルギー利用関係の指針、ガイドラインが十分周知されていない。
	【根拠法令】 地中熱利用にあたってのガイドライン
規制改革要望・賛成の意 見等	容易に地中熱利用選定ができるためのノウハウ、考え方を多くの公共機関、企業、及び一般へ周知することにより、適切な地中熱エネルギーの導入が可能になる。 国内の地中熱エネルギーの導入可否を評価できる情報の作成(地下水位、地下水水質、地下水利用規制等)と周知は有効と考えられる。
要望具体例、経済効果等	太陽光、風力、水車と異なり地中熱利用技術は国内においてまだ浸透・普及していない。アメリカ、中国、スウェーデン等海外では日本と比較して地中熱エネルギーの導入が進んでいる。日本では、地中熱利用は他の自然エネルギーと比べ未成熟な市場と考えられるため、市場の拡大が期待できる。

規制改革事項	発電所設置に関わる地方自治体の環境影響評価基準の統一
規制の概要・根拠法令	【概要】 環境影響評価法において、火力発電所建設時に環境影響評価が必要となる発電設備の容量は11.25万kW以上と定められているが、地方自治体が独自条例により別途2万~10万kWの容量基準を設けているケースがあり、小規模発電設備の建設における制約要因となっている。また、環境影響評価に要する費用が事業採算性を悪化させ、発電設備の更新、コージェネレーションシステムの導入などの阻害要因にもなっている。 【根拠法令】 環境影響評価法 地方自治体の条例
規制改革要望・賛成の意 見等	環境性能が優れた発電設備への更新、熱効率の高いコージェネレーションシステムの新増設時における地方自治体による環境影響評価の独自容量基準の緩和を促すべき。これにより、効率的な発電設備の建設促進、省エネルギー、省CO2、NOx、SOxの低減などが期待できる。
要望具体例、 経済効果等	2万~10万kWの効率的で環境性に優れた電源の建設促進が図られることにより、①省エネ・省CO2の推進、②燃料費の低減、③電力供給力不足の緩和、④発電設備建設による経済効果などが期待できる。

規制改革事項	常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・
	災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和
規制の概要・	【概要】
根拠法令	大気汚染防止法において、「非常用のガスタービン・ガス機関・
	ディーゼル機関」は、ばい煙の規制対象外となっているが、「常
	用・非常用の発電機」については、規制対象項目が適用される
	ことから、停電・災害等非常時の稼働において制約が生じてい
	る。具体的には、非常時においては、NOxの排出基準値を達
	成するために脱硝設備の運用が必要となるため、尿素の希釈ま
	たは混合気の冷却のための水を確保する必要が生じ、断水対策
	などのためのコストアップ要因が発生している。
	【根拠法令】
	大気汚染防止法
規制改革要	大気汚染防止法の規制対象を見直し、常用・非常用兼用の発電
望・賛成の意	機について、非常時には大気汚染防止法の規制対象から除外す
見等	べき。これにより、停電・災害時における電力供給力の確保が
	図りやすくなる。
要望具体例、	
経済効果等	
	1

規制改革事項	土壌汚染対策法に基づく、有害物質基準の見直し
規制の概要・根拠法令	【概要】 土壌汚染対策法の改正により、自然由来の重金属に対する土壌 処理方法が定められたが、この処理方法を定める重金属の濃度 等の基準値の一部が、自然界に存在している重金属の基準値に 近く、事業者の土砂処分に要する費用の増大を招いている。  【根拠法令】 土壌汚染対策法
規制改革要望・賛成の意 見等	重金属の濃度等の基準値を実勢に合わせて見直すべき。これにより、本来、不要と思われる費用の発生を抑止できる。
要望具体例、 経済効果等	都市ガス業界から、パイプラインの敷設等における制約要因となっているとの要望がある。

規制改革事項	高速道路SA等への設置に係る「電気自動車専用急速充電器の
	同一敷地内複数契約を可能とする特例措置」の更なる緩和
規制の概要・	【概要】
根拠法令	「規制・制度改革に係る方針」(平成 23 年 4 月 8 日閣議決定)
	を踏まえ改正された電気事業法施行規則では、「一の需要場所の
	特例」として、一定の要件を満たす急速充電設備については、
	当分の間、原需要場所において、「 <u>それぞれーに限り、一の需要</u>
	<u>場所とみなす</u> 」とされている。
	【根拠法令】
	・電気事業法施行規則第二条の二第二項第一号から第三号まで
	・同附則(平成 24 年 3 月 23 日経済産業省令第 16 号)十七条(一
	の需要場所の特例)
規制改革要	平成 24 年 3 月 23 日付けの電気事業法施行規則改正により、電
望・賛成の意	気自動車専用急速充電器の設置に際して、一定の要件のもと、
見等	同一敷地内の複数契約が可能となった。他方、高速道路等では、
	道路本体に加え、上り・下りの2つのSAの全体を「一つの需
	要場所」として電力供給契約を締結しているところが多く、こ
	の場合、今回の規制改正では、「 <u>それぞれ一に限り、一の需要場</u>
	<u>所とみなす</u> 」とされているため、上り、下りの2つのSAの一
	方にしか追加契約による設置ができない。
	電気自動車専用急速充電器の整備促進を積極的に進めて行くた
	めに、高速道路等の休憩施設に係る設置に関しては、その公共
	性に鑑み、一需要場所においても、2つの追加契約が可能とな
	るよう措置すべきである。
要望具体例、	全国の高速道路等の既設のSA・PAのうち、上下線に跨り一
経済効果等	括受電を行っているものが対象。
	平成 22 年 6 月の「エネルギー基本計画」においては、「2020 年
	までに急速充電器を 5,000 基設置することを目指したインフラ
	整備を進める」とされており、「次世代自動車戦略 2010 (経済
	産業省)」においても、「インフラ整備戦略」として、アクショ
	ンプラン等の記載があり、当規制の緩和はその目的に沿ったも
	のである。

規制改革事項	家庭用コージェネレーション電力の有効活用のためのネットメータリング
况前以中争坦	家庭用コーシェネレーション電力の有効活用のためのネットメータリング     制度の創設
1044 o 107 T	
規制の概要・	【現在の課題】
根拠法令	・ 家庭用コージェネレーションの発電電力については、電力系統への逆潮
	防止装置の設置が義務付けられていることから、設備能力に余力がある
	場合でも、現状は電力系統への逆潮流ができず、電力供給力不足・不安
	定性等に十分貢献できない構造・制度となっている
	・ 総合資源エネルギー調査会基本問題委員会における議論において原発
	依存度を低減していく方針のなか、2030年にむけて分散型電源、とりわ
	   け熱の有効も図れるコージェネレーションは供給力として発電電力量
	   の 15%を担うことが期待されており、家庭用コージェネレーションにつ
	いても、更なる発電能力の有効活用(ピークカット効果の最大活用)、
	導入促進のための経済性の向上等に努める必要がある。
	電気事業法
規制改革要	【要望】
望・賛成の意	│ ┗ダェ◢ │・ 電力供給不足への貢献(ピークカット等)、発電効率(総合効率)の高
見等	い家庭用コージェネレーションの稼働率向上のために、電力系統への逆
九寸	<u>いる庭用コーフェイレーフョンの稼働手間上のために、電力系机へのを</u>     潮流を容易に可能とする制度として、ネットメータリング(購入電力価
	<u>樹地を各場に可能とする前度として、ポッドメーメリング(購入電力値</u>
	<u>俗と寺画での光亀・メーターを回じ)を創設していたださだい。</u>  【理由】
	・ 卸電量取引所等への電力拠出が比較的容易な業務用・産業用のコージェ
	ネレーションとは異なり、家庭用コージェネレーションは取引参加が困
	難なことから、欧米ではネットメータリング制度(および固定価格買取
	制度)での買取が一般的であり、電力システム改革の中で実現すること
	が必要であるため。
要望具体例、	・ ネットメータリングによる逆潮を前提にフル出力(現行 0.7kw)での定
経済効果等	格運転を行えば、発電効率が最も高い運転を継続できるとともに、今後
	の技術開発においても逆潮流を前提としたコストダウンに取りくむこ
	とが可能となる。(発電効率・発電容量の拡大、定格運転を前提とした
	機器運転構造のシンプル化、逆潮流防止装置設置コストの削減等)
	・ 機器のコストダウンに加え、売電による経済メリットの向上により、販
	売台数の拡大が期待できる

規制改革事項	需要家のCO2削減対策による削減量の評価方法の規定		
規制の概要・	【現在の課題】		
根拠法令	・ 企業等の温室効果ガスの排出量を把握するため、地球温暖化対策推進法		
	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度が創設されているが、「排出		
	量」についての記載は明確であるものの、省エネ法(エネルギーの使用		
	合理化に関する法律)のような「削減量」についての算定方法が明確に		
	規定されていない。		
	・ 「排出量」については、電気を1kWh使用した場合、全電源の稼動が		
	抑制されたものとして、全電源係数(0.36kg/t-C02)が採用され、こ		
	の点についての問題はない。		
	・ 他方、事業者が実施する対策の削減効果については温対法上、前年度と		
	当年度の排出量の差分で評価されるが、この方法では、企業等が行った		
	削減努力は、全ての電源の抑制に反映されることから、効果が過小に評		
	価されてしまう。		
	【根拠法令】		
	地球温暖化対策の推進に関する法律		
	特定排出の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令		
規制改革要	【要望】		
望・賛成の意	・ 地球温暖化対策の推進に関する法律において、		
見等	①現在任意として届出することができると様式2の「削減量評価」につ		
	いて、「排出量」同様、義務事項とし、		
	②電気のCO2係数についても、対策により影響を受ける電源(マージ		
	ナル電源:0.69 kg/t−C02)としていただきたい。 【TED the Note The Note Test Test Test Test Test Test Test Te		
	【理由】  ・ 震災以降、原子力発電所の稼動停止により、企業がCO2削減のために		
	・		
	量が増加しているようにみなされる問題が生じている。		
	・ 「排出量」と「削減量」の把握は、別物として位置づけ、企業は自らの		
	行うCO2削減対策努力が適切に評価されるよう、法改正を行う必要が		
	ある。		
	いては、「削減量」の評価が行われるとともに、電気の使用を抑制した		
	場合には、「マージナル電源の係数」が採用されているため。		
要望具体例、	・ 「革新的エネルギー・環境戦略」において記載された「2030年電源比		
経済効果等	率に占めるコージェネレーション15%」の目標達成に寄与できる。(現		
	在の制度では増CO2とみなされる場合があり、目標達成に影響を与え		
	る可能性)		

#### 一般電気事業者等による中小規模分散電源に係る入札制度の創設 規制改革事項 規制の概要・ 【現在の課題】 根拠法令 原子力発電のエネルギー政策上の位置づけが不透明ななか、短中期的な 電源建設が必要となっている。なかでも大規模電源の稼動が見込まれる 2020 年以降については、相応の目途が立つものの、2020 年までの短中 期については、環境アセスメント等の関連から、大規模電源の建設は難 ・ そうしたなか、コージェネレーション等中小規模分散電源(10万kW程) 度) は建設リードタイムが相対的に短く(0.5~3年程度)、短期的かつ 確実な電源確保が可能となる。 しかしながら、中規模電源の投資促進のためには、発電した電気の購入 先、価格の見通しが担保される必要があるが、卸電力取引所取引では価 格の予見性が立たず、結果として投資が促進されない。 ・ 他方、一般電気事業者は電力不足に対応するため、老朽火力の稼動を促 進しているため、化石燃料の使用やCO2排出量が増加している。 【根拠法令】 • 電気事業法 規制改革要 【要望】 望・賛成の意 ・ 一般電気事業者が発電所を新設する場合には、「火力発電所入札制度」 見等 に基づき、価格の安い電源からの調達がなされる制度が創設されている が、短中期的に稼動させる電源についても、入札制度等を活用すること で、安価な電源を調達するような仕組みの創設が必要である。 ・ また、一般電気事業者が値上げ申請をする場合に、老朽火力が稼動する ような原価構成になっている場合は、より安価な電源からの調達を国が 指導できるような仕組みでも効果的である。 【理由】 ・ 電気料金の値上げ、化石燃料使用によるわが国の国富が海外に流出する ことが憂慮されるなか、効果的な対策であると考えるため。 要望具体例、 · ①社会全体での省エネルギー・省 CO2 が図られること、②電力会社も、 経済効果等 より安い価格で供給力を確保することができること、③結果として、社 会全体での電力料金が安くなり、かつ、多様な電源の活用によりセキュ リティが向上すること等の実現が期待できる。

規制改革事項	発電所設置に係る現	環境影響評	価基準の統一	
規制の概要・	【現在の課題】			
根拠法令	・ 環境影響評価法において、火力発電所建設時に環境影響評価が必要とな			
	る発電設備容量	は、11.25	万 kW以上である	が、各自治体が別途定める
	条例においては	この限りつ	ではない。小規模発	電所の建設によるスピーデ
	ィーな電力供給	うれて足への	の対応に支障が生じ	ている。
	環境影響評価法	第1種事	業	15 万 kW 以上
		第2種事	業 (個別判断)	11. 25~15 万 kW
	│	東京都		11. 25 万 kW 以上
		神奈川県 		10万 kW 以上
		愛知県	横浜市	2万 kW 以上 10万 kW 以上
		及州东	名古屋市	5 万 kW 以上
		大阪府	H H Z 11	2万 kW 以上
			大阪市	2 万 kW 以上
		兵庫県		7.5万kW以上
			神戸市	2 万 kW 以上
		福岡県	a= rou +	7.5万 kW 以上
	加ラブ 理接撃	郷霊事士	│福岡市	5万 kW 以上
	・ 加えて、環境影響評価を実施するのに数億円程度の費用がかかることが			
	ーションの場合 0.25 円/kWh 発電単価を押し上げる)、今後国としても導			
	入を求めているコージェネレーション等の小規模分散型電源の導入を			
	阻害することに繋がりかねない。			
	【根拠法令】			
	自治体条例における	る環境影響	評価法(上乗せ基準	<b>崖</b> )
規制改革要	【要望】			
望・賛成の意	・ 今後2万 kW~10万 kW 未満の大型のコージェネレーションの普及を図			
見等	るべく、省エネルギー・省C02に貢献し、かつ、NOX、SOXの低			
	   減にもつながるコージェネレーションに対しては、現状の自治体による			
	環境影響評価の	容量基準の	D緩和を促すべきで	ある。
	【理由】			
	・ 短期中期的な電	源不足に対	対応した電源建設を	促進するため。
要望具体例、	・2 万 kW 以上の大型	 型コージェ	ネの導入促進によ <sup>し</sup>	り、①大幅な省エネ、省 CO2
経済効果等	が期待できる ②燃料代が低減でき、電気代高騰抑制と共に海外への資			
	金流出抑制も期待できる ③発電所建設により、日本国内経済の活性化			
	につながる。			

規制改革事項	防災対応のための建築物増築に伴う現行法令への適合義務の緩和
規制の概要・根拠法令	【概要】 既存建築物に、新たに分散型電源を設置するためのスペースの確保が 困難な場合、空地部分に電源室を増築することが考えられるが、既存 建物部分についても同時に現行法令への適合義務が発生する。特に建 築基準法旧 38 条の認定を取得した高層建築物等においては、現行法 に適用するため大幅な改修が必要となるなど、対応が極めて困難とな る。
	【根拠法令】 建築基準法 旧 38 条
規制改革要望・賛成の意 見等	既存建物の公開空地に、建物や地域の低炭素・高度防災化に資する分散型電源(コージェネレーション)を新たに設置する場合において、既存建物部分に関する現行法令への適合義務の緩和(既存遡及の免除)をして頂きたい。
要望具体例、 経済効果等	この要望が実現した場合、新たに分散型電源を設置するスペースが不 足する地域においても自立的な分散型電源の確保が可能となり、地域 の防災力を強化することが可能となる。

規制改革事項	ヒートアイランド対策を推進するための規制法令の整備
規制の概要・ 根拠法令	【概要】 ・ 健全で機能的かつ居住性の高い都市の形成、エネルギー消費の抑制およ
	び防災などの観点から、現状より一歩踏み込んで法令に基づくヒートア イランド対策規制を導入すべきである。
	【根拠法令】 なし
規制改革要	【現状】
望・賛成の意	│
見等	│ │高める要因となっているほか熱中症患者の増加に代表されるように生活者 │
	の健康をも脅かしている。異常高温化は風下の内陸部まで波及しているほ
	か、局地的豪雨災害の一因であることも近年の研究により明らかになって
	いる。しかしながら、ヒートアイランド化の対策に関しては環境省の所管
	のもとで「ヒートアイランド対策大綱」が定められているが、法令による
	規制などもう一歩踏み込んだ措置には至っていない。
	【対策】
	大鋼に定められている措置の多くには、既にその手段となる製品、工法や
	システムが複数種存在している。規制と並行して製品、工法やシステムの
	性能評価の仕組みを設け、公共工事予算の計上、民間が主体となって行う
	措置に対する公的助成を行うなど一連の施策を導入すれば、既存のものを
	含め有効な対策が普及してくるものと考えられる。
	【規制の手順例】
	国や自治体が保有する公共インフラ (道路、河川関連、建築物、公園など)、
	民営鉄道、民有の規模が大きいビルなどから適用を開始し、順次規模の小
	さいものへと適用を拡大していく手順が妥当であると考えられる。
要望具体例、	【期待効果】
経済効果等	・健全で機能的な都市環境
	・居住者の健康
	・省エネルギー、節電(特にピーク対策)
	・緑地の確保などによる都市の潤い
	・防災
	【波及効果】
	・対策に使われる製品、システムや工事に関わる需要と雇用の創出
	・以降の維持、メンテナンスに関わる需要と雇用の創出
	⇒短時間での定量化は困難だが、何れも非常に大きい経済効果となる

規制改革事項	ヒートアイランド対策に有効な製品や、工法やシステムの性能評価方法基準の創出
規制の概要・	【概要】
根拠法令	ヒートアイランド対策に有効な製品、工法やシステムの性能を適切に
	評価し、公表するための公式な基準の創設に関する提案である。
	法令によって一定水準の性能を要する対策を行うように義務付ける
	場合、対策手段としての製品、工法やシステムなどの性能を適切に
	│ 評価していく仕組みが不可欠である。法令に依拠する告示等にこれ │
	を定め、所要の性能を有するものの採用を促進し、普及を図ってい
	く必要がある。
	【根拠法令】
	なし
規制改革要	   ヒートアイランド対策大鋼によれば、対策方法の種類は多様であり、
望・賛成の意	有効な手段となりうる製品、工法やシステムも多種多様に存在するよ
見等	うになってきている。
	また、次々に新しい製品、工法やシステムが現れるようになってきて
	いる。屋上の緑化に用いる植栽と同様の効果を有する「保水セラミッ
	クス」などがその一例である。しかしながら、これらの性能を適切に
	評価する仕組みが必ずしも十分に整備されていないのが現状である。
	公の基準に基づく性能の適切な評価方法の仕組みの確立は喫緊の課
	題であるといえる。
要望具体例、	【期待効果】
経済効果等	・規制への適切な対応
	・発注者の信頼確保
	・適切な性能を有する製品、工法やシステムの健全な普及促進
	一週別はIIRで付りの表面、工広ドノヘノムの使主は百及促進
	【波及効果】
	・対象製品、システムや工事に関わる需要と雇用の創出
	/ パタな品、ノハノウドーザに対ける市女に使用が心田